
【国土交通省】公益通報窓口への連絡内容

国土交通省 公益通報窓口 <stationmaster-r2u7@mlit.go.jp>

2025年3月17日 8:15

To: shukku9998@gmail.com

※このメールは送信専用アドレスです。ご返信いただいてもお答えできかねますのでご了承ください。

この度は国土交通省 公益通報窓口へのご連絡をいただき誠にありがとうございます。
以下の内容で連絡を受け付けました。

整理番号： 250317B100001

通報者氏名： 木村 俊介

通報者の所属会社名または機関名等： 前田建設工業株式会社

郵便番号： [REDACTED]

都道府県： [REDACTED]

連絡先等： [REDACTED]

自宅

FAX番号： [REDACTED]

メールアドレス： shukku9998@gmail.com

希望される連絡手段： 日本

通報内容を知った年月日： 22年11月10日

被通報者氏名：

被通報者の所属会社名または機関名等： 前田建設工業株式会社

雇用関係等を証明する資料の有無： あり

雇用関係等を証明する資料の種類： 給与明細・源泉徴収票・社員証

被通報者と通報者との関係： 正社員

法令違反、又は法令違反のおそれがある行為の概要といかなる法令に対する違反であるのか：

1 法令違反の概要

前田建設工業株式会社において、労災隠蔽・粉飾決算・報復人事が行われたことが確認されました。

これにより、労働者の安全が脅かされただけでなく、財務報告の不正が発生し、企業の信用を損なう重大な違反が生じています。

本件については、厚生労働省、経済産業省、金融庁、消費者庁、労働基準監督署に通報済みであり、国土交通省の監督機関としての対応が求められます。

また、建設業法に基づく営業停止命令の可能性も考慮する必要があります。

2 違反法令

労働安全衛生法（労災隠蔽・安全管理義務違反）

第97条（労働者の申告権）→労災の申請妨害、虚偽報告

第100条（報告義務）→労基署への虚偽報告、報告義務違反

第120条（罰則）→違反時、50万円以下の罰金または6ヶ月以下の懲役

公益通報者保護法（報復人事・内部告発者への不利益処分）

第5条（不利益取り扱いの禁止）→通報者への報復措置（降格・減給・退職強要・報復人事）

建設業法（企業統治の欠如、不適切な業務運営）

第28条（指示・営業停止命令）→不適切な企業運営が認められた場合、国交省から営業停止命令の可能性

第28条第3項→違反が認められた場合、最長1年間の営業停止命令

金融商品取引法（粉飾決算による虚偽財務報告）

第158条（有価証券報告書の虚偽記載）→粉飾決算が確定すれば刑事罰対象

第193条の2（監査法人の責任）→監査法人が虚偽監査を行った場合、処分対象

会社法（株主・経営責任の追及）

第423条（役員の損害賠償責任）→取締役が職務上の義務違反で損害を与えた場合、株主代表訴訟の対象
第962条（虚偽記載の刑事罰）→粉飾決算による虚偽記載で、10年以下の懲役または1000万円以下の罰金
コーポレートガバナンス・コード（経営陣の監督責任不履行）
原則4-3（取締役会の責任）→経営陣の監督義務の不履行
補充原則4-3-2（リスク管理）→労災リスクの適切な管理を怠り、会社の信頼性を損なった
原則2-2（企業倫理）→労災隠し・ハラスメント対応不備による企業倫理の崩壊
原則4-4（監査の独立性と有効性）→監査委員会が機能不全、内部統制の欠如
原則5-2（経営戦略の透明性）→企業の持続性に関する適切な情報開示を怠った
国土交通省の対応が求められる理由

本件は、建設業法第28条に基づく営業停止命令の対象となる可能性が高いため、国土交通省の監督機関としての厳正な対応を求めます。

行為が行われた、又は行われる年月日： 年月日

行為が行われた、又は行われる場所： コンプライアンス部（東京都千代田区本社内）

通報内容を知るに至った経緯： 勤務中に労災隠蔽を確認し、内部通報後も是正されず報復人事を受けた。さらに労災費用未計上による粉飾決算の疑いを認識し、証拠を収集。行政機関への通報を決断。

証拠物件等の有無： あり

証拠物件等の種類： メール履歴、社内報告書、録音データ、労災未報告リスト、診断書、勤怠表

証拠物件等の提供方法： E-mail

証拠物件を別途ご提供いただく場合には、次のいずれかの方法でお願いいたします。

■郵送する場合：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 B1

国土交通省公益通報等窓口 宛て

（封筒等の梱包物に上記整理番号を必ず記載してください。）

■E-mail で送付する場合：hqt-koueki1103@gxb.mlit.go.jp

（件名に上記整理番号を必ず記載してください。）

■FAX で送付する場合：03-5253-8031

（用紙内に上記整理番号を必ず記載してください。）

■持参する場合：東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 B1

国土交通省公益通報等窓口

何卒、よろしくお願いいたします。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 公益通報等窓口

TEL : 03-5253-8124 FAX 03-5253-8031
